

横浜市遠隔移報等に関する要綱

制 定 平成元年4月26日消予第7号
最近改正 令和3年3月15日消指第606号

(趣旨)

第1 この要綱は、夜間、休日等において無人となる防火対象物の火災を早期に覚知することの目的から、遠隔移報システム等による火災通報を、一定条件を満たす場合に限り承認するに必要な事項について定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要綱における用語の意義は、次によるものとする。

1 即時通報

夜間、休日等において無人となる防火対象物に設置された自動火災報知設備（以下「自火報」という。）の作動を、直接監視によらず電話回線等により移報する装置等を経て関係者等が遠隔監視している場合において、作動信号を受信した関係者等が現場を確認することなく当該内容を即時に119番通報することをいう。

2 直接通報

夜間、休日等において無人となる防火対象物に設置された自火報の作動信号を、直接監視によらず、かつ、遠隔監視もしていない場合において、当該作動信号を関係者等の手を経ないで火災通報装置により直接119番通報することをいう。

3 遠隔移報システム等

即時通報及び直接通報（以下「即時通報等」という。）を行うシステムをいう。

4 警備会社等

防火対象物における自火報の作動信号の受信等を受託している警備会社、ビルメンテナンス会社等の機関をいう。

5 関係者等

防火対象物の管理権原者及び当該防火対象物の事業所の従業員並びに当該防火対象物の管理権原者が、自火報の作動信号の受信等を警備会社等に委託している場合における当該警備会社等の従業員をいう。

6 現場派遣者

即時通報等を行った場合に、現場対応行動等の必要な活動を行うため、当該信号を発した防火対象物に出動する関係者等をいう。

7 承認

即時通報等を行おうとする防火対象物の管理権原者が事前にその旨の申請を行った場合に、所轄消防署長（以下「署長」という。）が当該申請内容を認めることをいう。

8 登録

警備会社等が即時通報に係る登録申請を行った場合に、消防局長（以下「局長」という。）が当該申請内容を認めることをいう。

(防火対象物の範囲)

第3 即時通報等を認める防火対象物は、次によるものとする。

- 1 夜間、休日等において無人となる防火対象物であること。
- 2 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の規定により、自火報が設置及び維持されている防火対象物であること。
- 3 防火対象物の全体（同一敷地内を含む。）にわたって承認申請がなされる防火対象物であること。ただし、防火対象物の一部から承認申請がなされる場合にあっても、当該防火対象物の全体から消防隊の進入に必要な破壊等の事前承諾が得られる等、一定の条件に適合するときは、この限りではないものとする。

(即時通報承認条件)

第4 即時通報は、次の条件を満たす場合に認めるものとする。

- 1 予防技術に関する事項
 - (1) 自火報は、感知器の適材適所とともに、次のいずれかによる非火災報防止対策が講じられていること。
 - ア 蓄積式受信機の設置
 - イ 蓄積式中継器の設置
 - ウ 蓄積付加装置の設置
 - (2) 即時通報に用いる機器等の設置及び維持管理が適正であること。
 - (3) 防火管理が適正に行われていること。
- 2 消防活動に関する事項
 - (1) 消防隊到着後20分以内に、関係者等が当該防火対象物に到着できるものであること。
 - (2) 消防隊が現場到着後、速やかに自火報の受信機に到達できる対応として、次のいずれかの方策が講じられていること。
 - ア 当該防火対象物の関係者等による消防機関よりも早い現場到着
 - イ 消防隊による当該防火対象物の異常の有無を確認するために必要な破壊の事前承諾
 - ウ 自火報連動若しくは遠隔操作による出入口又はキーボックス等の解錠装置の設置。ただし、この場合であっても、その状況により進入に必要な破壊もやむを得ない場合があることの事前承諾
- 3 警備会社等に業務委託するものにあつては、当該警備会社等が、次に掲げる全ての事項に適合していること。
 - (1) 即時通報に適切に対応できる体制を有していること。
 - (2) 自火報から遠隔移報された火災情報を受信する機器等の設置及び維持管理が適正であること。
 - (3) 警備会社等又はその営業所ごとに「消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（昭和58年12月2日消防予第227号消防庁次長通知）に基づく教育担当者講習会の修了者等（以下「教育担当者」という。）による組織的、計画的な防火・防災教育を実施していること。

(直接通報承認条件)

第5 直接通報は、次の条件を満たす場合に認めるものとする。

1 予防技術に関する事項

(1) 第4-1-(1)及び(3)に適合するものであること。

(2) 直接通報に用いる機器等は、法第17条の規定により又は当該規定に準じて設置される消防機関へ通報する火災報知設備のうち、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第25条第2項第1号に規定する火災通報装置で、同条第3項第1号の規定に適合するものとし、かつ、設置及び維持管理が適切であること。

2 消防活動に関する事項

第4-2に適合するものであること。

3 移報に関する事項

第4-2-(1)の対応が適切に行なえるよう、119番通報の後、当該防火対象物の関係者等の所在地へも速やかに移報（常時受信できる場所をあらかじめ2箇所以上指定）するものであること。

(審査委員会)

第6 即時通報等の承認及び警備会社等の登録に関する審議を行うための審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

1 審査委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 委員長は、予防部長の職にある者とする。

(2) 委員は、予防部指導課長、警防部警防課長及び司令課長の職にある者並びに委員長が指名する者とする。

2 局長又は署長は、即時通報等の承認及び警備会社等の登録に関する事項について、審査委員会での審議が必要と認める場合は、審査委員会に諮問することができるものとする。

3 委員長は2による局長又は署長の諮問を受けたときは、審査委員会を開催するものとする。

4 委員長は、2の審議結果を局長又は署長に報告するものとする。

5 審査委員会は、委員長が招集するものとする。

6 審査委員会の事務局は、予防部指導課に置くものとする。

(承認申請等)

第7 即時通報等の承認等に関する事項は、次によるものとする。

1 即時通報等の承認申請

(1) 承認を受けようとする防火対象物の管理権原者は、即時通報承認申請書（第1号様式）又は直接通報承認申請書（第2号様式）に、承認に必要な図書等を添付して署長に申請するものとする。

(2) (1)による申請を受けた署長は、申請内容等を確認し、また、通報を受けて最先着する消防隊等による現場調査を実施した結果、承認条件に適合すると認めたときは、その旨を即時通報等承認通知書（第3号様式。以下「承認通知書」という。）により、申請のあった管理権原者に通知するものとする。

(3) 署長は、(2)による審査の結果、承認条件に適合しないと認めたときは、その旨を即時通報等不承認通知書（第4号様式）により、申請のあった管理権原者に通知するものとする。

2 即時通報等の承認内容の変更

- (1) 承認を受けた防火対象物（以下「承認対象物」という。）の管理権原者は、承認内容に変更が生じたときは、速やかに即時通報等承認内容変更届出書（第5号様式）に、承認に必要な図書等を添付して署長に届け出るものとする。その際、当該変更届出により承認通知書の記載事項が変更される場合で、変更後の内容に更新された承認通知書の交付を求めるときは、併せて第5号様式に変更前の承認通知書を添付し届け出るものとする。
- (2) 署長は、承認対象物の管理権原者から、第5号様式による承認内容の変更の届出において、変更後の内容に更新された承認通知書の交付を求められた場合は、当該承認通知書を書き換えて交付することができるものとする。
- (3) 署長は、当該変更届出があった場合には、必要に応じて調査を実施し、引き続き承認条件に適合しているか確認するものとし、確認の結果、承認条件に適合していないと認めるときは、3に準じて当該承認を取り消すことができるものとする。

3 承認の取消し

- (1) 署長は、承認した防火対象物が、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すことができるものとする。
 - ア 第4又は第5の承認条件に適合しなくなったとき。
 - イ 第4-3の業務委託をしている警備会社等が登録を取り消されたとき。
 - ウ 通報時の関係者等の支援行動等が著しく不適切であったとき。
 - エ 2の承認内容の変更に伴う届出がなされなかったとき。
 - オ 第10の事故等発生時の措置が不適切であったとき又はその措置についての報告を怠ったとき。
 - カ その他承認条件の継続が不適切であるとき。

- (2) 署長は、(1)による承認の取消しをするときは、その旨を即時通報等承認取消通知書（第7号様式）により、承認を受けた防火対象物の管理権原者に通知するものとする。

4 承認等に関する審査委員会への諮問

署長は、1から3の手續において、第6の審査委員会で審議が必要と認める場合は、審査委員会に諮問するものとする。

5 即時通報等承認申請の取下げ

- (1) 承認を受けようとする防火対象物の管理権原者が、第7-1に規定する申請を取り下げる場合は、即時通報等承認申請取下げ届出書（第16号様式）に必要な事項を記載し、署長に提出するものとする。
- (2) 署長は、当該取下げ届出書を受け付けるときは、記載事項に誤りがないこと等を確認し受理するものとする。
- (3) 署長は、当該取下げ届出書を受理したときは、当該承認申請に係る事務を中止するものとする。

6 承認通知書の再交付

- (1) 署長は、承認対象物の管理権原者から、承認通知書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したことにより再交付を求められた場合は、当該承認通知書を再交付することができるものとする。
- (2) 承認対象物の管理権原者は、承認通知書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したことにより再交付を求める場合は、即時通報等承認通知書再交付申請書（第17号様式）に必要な事

項を記載し、署長に提出するものとする。

(警備会社等の登録等)

第8 警備会社等の即時通報受託業者等については、局長の登録を受けることができるものとし、登録等に関する事項は、次によるものとする。

1 警備会社等の登録申請

登録を受けようとする警備会社等は、即時通報受託業者等登録（新規・更新）申請書（第8号様式）に、次に掲げる図書等を添付し、局長に申請するものとする。

- (1) 定款等会社の概要及び業務概要
- (2) 基地局、待機場所等の所在地並びにそれぞれごとの警備員数及び責任者氏名
- (3) 待機所ごとの配置車両状況（車種、自動車登録番号）
- (4) 待機所ごとの即時通報対象事業所状況（承認番号、名称及び所在地）
- (5) 移報受信後の基地局、待機所等の対応状況
- (6) 基地局又は営業所ごとの教育担当者の配置並びに教育計画及び当該計画の実施状況
- (7) 即時通報に用いる機器等の概要及び機器ごとの仕様図書
- (8) 即時通報に用いる機器等の保守管理の方法及びその状況

2 登録条件

(1) 1の登録申請を受けた局長は、申請内容を確認し、次に掲げる「登録条件」に適合すると認めるときは、即時通報受託業者等登録通知書（第9号様式。以下「登録通知書」という。）により、申請のあった警備会社等に通知するものとする。

ア 第4-3に掲げる全ての事項に適合していること。

イ 警備会社等は3年以内に登録を取り消されていないこと。

(2) 局長は、(1)による審査の結果、登録条件に適合しないと認めるときは、その旨を即時通報受託業者等不登録通知書（第10号様式）により、申請のあった警備会社等に通知するものとする。

3 登録内容の変更

(1) 登録を受けた警備会社等（以下「登録警備会社等」という。）は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに即時通報受託業者等登録内容変更届出書（第11号様式）に、その内容に係る図書等を添付し、局長に届け出るものとする。その際、当該変更届出により登録通知書の記載事項が変更される場合で、変更後の内容に更新された登録通知書の交付を求めるときは、併せて第11号様式に変更前の登録通知書を添付し届け出るものとする。

(2) 局長は、登録警備会社等から、第11号様式による登録内容の変更の届出において、変更後の内容に更新された登録通知書の交付を求められた場合は、当該登録通知書を書き換えて交付することができるものとする。

(3) 局長は、当該変更届出があった場合には、必要に応じて調査を実施し、引き続き、2の登録条件に適合しているか確認するものとし、確認の結果、登録条件に適合していないと認めるときは、5に準じて当該登録を取り消すことができるものとする。

4 登録の更新

(1) 警備会社等の登録有効期間は、登録を受けた日から起算して3年とする。

(2) 登録有効期間の更新を受けようとする警備会社等は、1を準用して当該登録有効期間が満了する日までに局長に申請をするものとする。ただし、前回の申請時から変更のない図書等

については、必要に応じて添付を省略することができるものとする。

なお、局長は、当該申請があった場合には、2を準用して処理するものとする。

5 登録の取消し

(1) 局長は、登録した警備会社等が、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を取り消すことができるものとする。

ア 2-(1)の登録条件に適合しなくなったとき。

イ 現場派遣者の現場への到着が繰り返し遅延したとき。

ウ 現場派遣者の措置等が著しく不適切であったとき。

エ その他登録の継続が不適切であるとき。

(2) 局長は、(1)による登録の取消しをするときは、その旨を即時通報受託業者等登録取消通知書（第14号様式）により、登録を受けた警備会社等に通知するものとする。

6 登録に関する審査委員会への諮問

局長は、1から5の手続において、第6の審査委員会で審議が必要と認める場合は、審査委員会に諮問するものとする。

7 即時通報受託業者等登録申請の取下げ

(1) 登録警備会社等が、第8-1に規定する申請を取り下げる場合には、即時通報受託業者等登録申請取下げ届出書（第18号様式）に必要な事項を記載し、局長に提出するものとする。

(2) 局長は、当該取下げ届出書を受け付けるときは、記載事項に誤りがないこと等を確認し受理するものとする。

(3) 局長は、当該取下げ届出書を受理したときは、当該登録申請に係る事務を中止するものとする。

8 登録通知書の再交付

(1) 局長は、登録を受けた警備会社等から、登録通知書を亡失し、又は滅失等の理由により再交付を求められた場合は、当該登録通知書を再交付することができるものとする。

(2) 登録を受けた警備会社等は、登録通知書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したことにより再交付を求める場合は、即時通報受託業者等登録通知書再交付申請書（第19号様式）に必要な事項を記載し、署長に提出するものとする。

（消防活動等）

第9 本要綱の手続き等を満足した対象物についての災害時における消防隊の部隊運用については、警防部長が別に定めるものとする。

（事故等の報告）

第10 遠隔移報システム等に係る事故等に関する事項は、次によるものとする。

1 承認を受けた防火対象物の管理権原者は、次に掲げる事故等が発生したときは、速やかにその内容、措置について遠隔移報システム等事故等報告書（第15号様式）により署長に報告するものとする。

(1) 自火報の非火災報により通報されたとき。

(2) 火災通報装置の誤作動等により通報されたとき。

(3) 遠隔移報装置等の誤作動により通報されたとき。

- (4) 即時通報等を取りやめるとき。
 - (5) その他必要と認めるとき。
- 2 警備会社等は、次に掲げる事故等が発生したときは、速やかにその内容、措置について遠隔移報システム等事故等報告書（第15号様式の2）により局長に報告するものとする。
- (1) 当該警備会社等の火災信号受信システムに事故等が発生したとき。
 - (2) 登録を受けた警備会社等が、当該登録を取りやめるとき。
 - (3) その他必要と認めるとき。

（委任）

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、予防部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。ただし、この要綱の施行の際、現に即時通報等により運用しているもののうち、本要綱第3に規定する防火対象物にあつては、平成元年10月31日までに局長に申請し、局長が承認した場合にあつては、平成4年3月31日までは、本要綱による承認を受けたものとみなすものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年9月14日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の遠隔移報等に関する要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成23年3月23日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際平成24年3月31日までに受理した様式書類に係る事務処理については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の遠隔移報等に関する要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際平成 24 年 10 月 31 日までに受理した様式書類に係る事務処理については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の遠隔移報等に関する要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際平成 25 年 3 月 31 日までに受理した様式書類に係る事務処理については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の遠隔移報等に関する要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 3 月 15 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際令和 3 年 3 月 14 日までに受理した様式書類に係る事務処理については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の遠隔移報等に関する要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

即時通報承認申請書

年 月 日

横浜市 消防署長

申請者

住所 _____

氏名 _____

（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）

次の防火対象物について、自動火災報知設備等の維持管理及び非火災報防止対策を適正に行うことを条件として、無人時における即時通報の承認を申請します。

なお、内部確認のため必要な破壊を承諾します。

防火対象物	所在地	電話番号 ()				
	名称		用途		収容人員	人
	代表者職・氏名					
	構造・規模	造 地上		階 地下		階
		建築面積	m ²	延面積	m ²	
警備会社等への業務委託	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
非火災報防止対策	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 蓄積式受信機	<input type="checkbox"/> 蓄積式中継機	<input type="checkbox"/> 蓄積付加装置		
	<input type="checkbox"/> 無	設置予定 年 月 日				
防火管理者選任届出	年 月 日					
消防計画作成 (変更)届出	年 月 日					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄			

- 備考 1 ※印の欄は記入しないでください。
- 2 第1号様式の2及び防火対象物の案内図、配置図、消防隊到着時の進入箇所案内図、自動火災報知設備の受信機までの経路図等を添付してください。
- 3 警備会社等に業務委託している場合には、第1号様式の3及び4を、自社(自施設)対応の場合には、第1号様式の5を添付してください。ただし、登録警備会社等に業務委託している場合には、これらの様式の添付を省略することができます。
- 4 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

即時通報等対象物現況表

自動火災報知設備関係

受信機		型 級 / 回線	型 式 番 号	受 第 号 <input type="checkbox"/> 蓄積 <input type="checkbox"/> 非蓄積
		製造会社		
副受信機		型 級 / 回線	中 継 器	回 線 個
最 終 点 検 ・ 報 告	点 検 項 目	<input type="checkbox"/> 機器点検 <input type="checkbox"/> 総合点検		
	点検年月日	年 月 日	報告年月日	年 月 日
	点 検 実 施 者	所 属	電話番号 ()	
	資 格	氏 名		

遠隔移報装置等定期点検実施予定者

所 属	電話番号 ()		
氏 名	資 格		

消防隊進入方策確保の状況

受信機所在箇所までの破壊箇所の指定の有無		<input type="checkbox"/> 有 (※1) <input type="checkbox"/> 無		
連 動 解 錠 装 置 等 の 設 置	<input type="checkbox"/> 有 (※2) <input type="checkbox"/> 無	設 置 方 法		
消防隊の到着よりも早い関係者等の現場到着		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
現 場 派 遣 者	所 属 ・ 職 ・ 氏 名			
	住 所 又 は 待 機 所	電話番号 ()		
	防 火 対 象 物 ま で の 実 距 離	km	到 着 所 要 時 間	分
	交 通 手 段	<input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> バイク <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> その他 ()		

- 備考
- 1 自動火災報知設備の最新の点検票の写しを添付してください。
 - 2 ※1に該当する場合は、指定破壊開口部の位置、開口種別、表示灯等に関する図書を添付してください。
 - 3 ※2に該当する場合は、解錠する開口部の位置、キーボックスの位置、表示灯等に関する図書を添付してください。
 - 4 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

警 備 会 社 等 対 応 の 状 況

防 火 対 象 物 名 称		
警 備 会 社 等	所 在 地	
	名 称	電話番号 ()
	代表者職・氏名	
	登 録 年 月 日	年 月 日
	登 録 番 号	
基 地 局	所 在 地	
	名 称	電話番号 ()
防 火 対 象 物 直 近 待 機 所	所 在 地	
	名 称	
	待 機 人 員	人
	待 機 車 両	台
	予 想 さ れ る 出 場 人 員	人
	防 火 対 象 物 ま で の 実 距 離	km
	防 火 対 象 物 ま で の 到 着 所 要 時 間	分
	防 火 対 象 物 の 錠 の 保 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	錠 保 有 の 場 合 の 解 錠 可 能 範 囲	<input type="checkbox"/> すべての居室 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備の受信機設置場所まで <input type="checkbox"/> その他 ()
	防 火 対 象 物 に 係 る 業 務 委 託 範 囲	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

警 備 会 社 等 の 状 況

防 火 対 象 物 名 称					
警 備 会 社 等	名 称	電話番号 ()			
	所 在 地				
	代表者職・氏名				
	従 業 員 数	人	教 育 担 当 者	人	
	待 機 所 数	箇所	保 有 車 両 数	台	
基 地 局	名 称	電話番号 ()			
	所 在 地				
	責任者職・氏名				
	従 業 員 数	人	教 育 担 当 者	人	
	待 機 所 数	箇所	保 有 車 両 数	台	
教 育 計 画					

備考1 次に掲げる図書を添付してください。

- (1) 定款等会社の概要及び業務概要
- (2) 待機所等の所在地並びにそれぞれごとの警備員数及び責任者氏名
- (3) 待機所ごとの配置車両状況（車種、自動車登録番号）
- (4) 待機所ごとの即時通報対象事業所状況（承認番号、名称及び所在地）
- (5) 移報受信後の基地局及び待機所等の対応状況
- (6) 基地局、営業所ごとの教育担当者の配置並びに教育計画及び当該計画の実施状況
- (7) 即時通報に用いる機器等の概要及び機器ごとの使用図書
- (8) 即時通報に用いる機器等の保守管理の方法及びその状況

2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

自 社 （ 自 施 設 ） 対 応 の 状 況

防火対象物名称			
第一 移 報 先	所属・職・氏名		
	住 所	電話番号 ()	
	防火対象物までの実距離	km	
	交 通 手 段	<input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> バイク <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	到着所要時間	分	
現 場 派 遣 者	防火対象物の錠の保有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	錠保有の場合の 解錠可能範囲	<input type="checkbox"/> すべての居室 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備の受信機設置場所まで <input type="checkbox"/> その他 ()	
第二 移 報 先	所属・職・氏名		
	住 所	電話番号 ()	
	防火対象物までの実距離	km	
	交 通 手 段	<input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> バイク <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	到着所要時間	分	
現 場 派 遣 者	防火対象物の錠の保有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	錠保有の場合の 解錠可能範囲	<input type="checkbox"/> すべての居室 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備の受信機設置場所まで <input type="checkbox"/> その他 ()	
火 災 通 報 装 置	設 置 機 器	品 名	製造会社
		形 式	認定番号
		通報内容	
		有 人 時 に お け る 押しボタン起動による119番通報	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

直接通報承認申請書

年 月 日

横浜市 消防署長

申請者

住所 _____

氏名 _____

（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）

次の防火対象物について、自動火災報知設備等の維持管理及び非火災報防止対策を適正に行うことを条件として、無人時における直接通報の承認を申請します。

なお、内部確認のため必要な破壊を承諾します。

防火対象物	所在地	電話番号 ()				
	名称		用途		収容人員	人
	代表者職・氏名					
	構造・規模	造	地上	階	地下	階
		建築面積	m ²	延面積	m ²	
非火災報防止対策		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 蓄積式受信機	<input type="checkbox"/> 蓄積式中継機	<input type="checkbox"/> 蓄積付加装置	
		<input type="checkbox"/> 無	設置予定		年	月
防火管理者選任届出		年 月 日				
消防計画作成（変更）届出		年 月 日				
※ 受付欄			※ 経過欄			

- 備考
- 1 ※印の欄は記入しないでください。
 - 2 第1号様式の2及び第2号様式の2並びに防火対象物の案内図、配置図、消防隊到着時の進入箇所案内図、自動火災報知設備の受信機までの経路図等を添付してください。
 - 3 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

直 接 通 報 対 応 の 状 況

防火対象物名称					
第一移報先					
第二移報先	所属・職・氏名				
	住 所	電話番号 ()			
	防火対象物までの実距離	km			
	交 通 手 段	<input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> バイク <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> その他()			
	到着所要時間	分			
現場派遣者	防火対象物の錠の保有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	錠保有の場合の解錠可能範囲	<input type="checkbox"/> すべての居室 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備の受信機設置場所まで <input type="checkbox"/> その他()			
第三移報先	所属・職・氏名				
	住 所	電話番号 ()			
	防火対象物までの実距離	km			
	交 通 手 段	<input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> バイク <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> その他()			
	到着所要時間	分			
現場派遣者	防火対象物の錠の保有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	錠保有の場合の解錠可能範囲	<input type="checkbox"/> すべての居室 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備の受信機設置場所まで <input type="checkbox"/> その他()			
火災通報装置	設 置 機 器	品 名		製 造 会 社	
		形 式		認 定 番 号	
	通 報 内 容				
	有 人 時 に お け る 押 し ボ タ ン 起 動 に よ る 1 1 9 番 通 報			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

即時通報等承認通知書

第 号
年 月 日

(申請者住所・氏名等) 様

横浜市 消防署長



即時
年 月 日付で申請のあった 通報について、次のとおり承認します。
直接

なお、承認後において承認条件等に適合しない事項が生じた場合には、承認を取り消すことがあります。

名 称	
所 在 地	
代 表 者 職 ・ 氏 名	
承 認 番 号	第 号
備 考	

備考 次に掲げる内容に変更が生じたときは、即時通報等承認内容変更届出書(第5号様式)に、承認に必要な図書等を添付し、横浜市 消防署長に届け出てください。

- 1 承認対象物の名称変更
- 2 承認対象物の所・番地の変更
- 3 承認対象物の構造・用途等の変更
- 4 承認対象物における自動火災報知設備信号移報先の変更
- 5 承認対象物における自動火災報知設備の改修等
- 6 承認対象物における消防隊の進入方策の変更

即時通報等不承認通知書

第 号
年 月 日

(申請者住所・氏名等) 様

横浜市 消防署長



即時
年 月 日付で申請のあった 通報について、次のとおり不承認とします。
直接

名 称	
所 在 地	
代 表 者 職 ・ 氏 名	
理 由	

即時通報等承認内容変更届出書

年 月 日

横浜市 消防署長

届出者

住所 _____

氏名 _____

（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）

遠隔通報システム等に係る承認内容の変更について、次のとおり届出します。

承認対象物	承認区分	<input type="checkbox"/> 即時通報	<input type="checkbox"/> 直接通報
	承認番号	第 号	
	所在地		
	名称	電話番号 ()	
	代表者職・氏名		
変更後の内容に更新した承認通知書が（ 必要 ・ 不要 ）です。 ※ いずれかを○で囲んでください。 ※ 必要とした場合、承認通知書は別途交付します。			
変更内容			
	※ 受付欄		※ 経過欄

- 備考 1 ※印の欄は記入しないでください。
2 変更内容に係る図書等を添付してください。
3 更新した承認通知書の交付が必要な場合は、変更前の承認通知書を添付してください。
4 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

第6号様式（削除）

第7号様式（第7-3-（2）関係）

即時通報等承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市 消防署長



即時

次の承認済み防火対象物における 通報について、その承認を取り消します。
直接

名 称	
所 在 地	
代 表 者 職 ・ 氏 名	
承 認 年 月 日	年 月 日
承 認 番 号	第 号
理 由	

即時通報受託業者等登録（新規・更新）申請書

年 月 日

横浜市消防局長

申請者

住所 _____

氏名 _____

（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）

遠隔移報システム等に係る即時通報受託業者等の登録について、次のとおり申請します。

登録申請 を行う 警備会社等	所在地			
	名称	電話番号 ()		
	代表者職・氏名			
	前回登録年月日	登録番号	第 号	
遠隔移報 受信場所	所在地			
	名称	電話番号 ()		
	責任者職・氏名			
その他				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考1 ※印の欄は記入しないでください。

2 登録申請等には、次に掲げる図書等を添付してください。

- (1) 定款等会社の概要及び業務概要
- (2) 基地局、待機所等の所在並びにそれぞれごとの警備員数及び責任者氏名
- (3) 待機所ごとの配置車両状況（車種・自動車登録番号）
- (4) 待機所ごとの即時通報対象事業所状況（承認番号・名称及び所在地）
- (5) 移報受信後の基地局及び待機所等の対応状況
- (6) 基地局、営業所ごとの教育担当者の配置並びに教育計画及び当該計画の実施状況
- (7) 即時通報に用いる機器等の概要及び機器ごとの仕様図書
- (8) 即時通報に用いる機器等の保守管理の方法及び状況

3 更新申請の場合で、第8.4(2)の規定に基づき添付を省略した図書等があれば、「その他」欄に記入してください。

4 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

即時通報受託業者等登録通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市消防局長



年 月 日付で申請のあった即時通報受託業者等について、次のとおり登録します。
なお、登録有効期間内においても登録条件等に適合しない事項が生じた場合には、登録を取り消すことがあります。

名 称	
所 在 地	
代 表 者 職 ・ 氏 名	
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
登 録 有 効 期 限	年 月 日
備 考	

備考 登録申請内容に変更が生じる場合には、あらかじめその内容について届出をしてください。
(A4)

即時通報受託業者等不登録通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市消防局長



年 月 日付で申請のあった即時通報受託業者等について、次のとおり不登録とします。

名 称	
所 在 地	
代 表 者 職 ・ 氏 名	
理 由	

即時通報受託業者等登録内容変更届出書

年 月 日

横浜市消防局長

届出者

住所 _____

氏名 _____

(法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名)

登録 警備 会社 等	登録番号	第 号
	所在地	
	名称	
	代表者職・氏名	
変更後の内容に更新した登録通知書が (必要 ・ 不要) です。 ※ いずれかを○で囲んでください。 ※ 必要とした場合、登録通知書は別途交付します。		
変更 内容		
※ 受付欄		※ 経過欄

- 備考 1 ※印の欄は記入しないでください。
2 変更内容に係る図書等を添付してください。
3 更新した登録通知書の交付が必要な場合は、変更前の登録通知書を添付してください。
4 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 としてください。

第12号様式（削除）
第13号様式（削除）
第14号様式（第8-5-(2)関係）

即時通報受託業者等登録取消通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市消防局長



次の即時通報受託業者等について、その登録を取り消します。

名 称	
所 在 地	
代 表 者 職 ・ 氏 名	
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
理 由	

遠隔移報システム等事故等報告書

年 月 日

横浜市 消防署長

報告者

住所 _____

氏名 _____

(法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名)

遠隔移報システム等に係る事故等が発生したので、次のとおり報告します。

通 報 区 分	<input type="checkbox"/> 即時通報	<input type="checkbox"/> 直接通報
事故等発生日時	年 月 日	時 分頃
事故等の区分	<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備の非火災報 <input type="checkbox"/> 非常通報装置の誤作動 <input type="checkbox"/> 遠隔移報装置等の誤作動 <input type="checkbox"/> 即時通報等の取りやめ <input type="checkbox"/> その他 ()	
防 火 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	代表者職・氏名	
	承認番号	第 号
事故等の内容		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考 1 ※印の欄は記入しないでください。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 としてください。

遠隔移報システム等事故等報告書

年 月 日

横浜市消防局長

報告者

住所 _____

氏名 _____

(法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名)

遠隔移報システム等に係る事故等が発生したので、次のとおり報告します。

通 報 区 分	<input type="checkbox"/> 即時通報	<input type="checkbox"/> 直接通報
事 故 等 発 生 日 時	年 月 日	時 分頃
事 故 等 の 区 分	<input type="checkbox"/> 火災信号受信システムの事故等	
	<input type="checkbox"/> 警備会社等の登録の取りやめ	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
警 備 会 社 等	所 在 地	
	名 称	
	代 表 者 職 ・ 氏 名	
	登 録 番 号	第 号
事 故 等 の 内 容		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 ※印の欄は記入しないでください。
 2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 としてください。

即時通報等承認申請取下げ届出書

年 月 日

横浜市 消防署長

届出者

住所 _____

氏名 _____

(法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名)

次の申請を取り下げたいので届け出ます。

申請区分	<input type="checkbox"/> 即時通報	<input type="checkbox"/> 直接通報
申請対象物	名称	
	所在地	
	電話番号	()
取り下げる申請の 申請年月日	年 月 日	
その他の 必要な事項		
※ 受付欄		※ 経過欄

- 備考
- ※印の欄は、記入しないでください。
 - 届出者と申請書の申請者は、同一としてください。
 - 代理者が届出者となる場合は、委任状を添付してください。
 - この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 としてください。

即時通報等承認通知書再交付申請書

年 月 日

横浜市 消防署長

申請者

住所 _____

氏名 _____

(法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名)

下記のとおり、横浜市遠隔移報等に関する要綱第 7 - 1 による承認を受けましたが、承認通知書を（亡失・滅失・汚損・破損）したので再交付の申請をします。

防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	
即時通報等承認年月日		年 月 日
即時通報等承認番号		第 号
その他必要な事項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 としてください。

即時通報受託者等登録申請取下げ届出書

年 月 日

横浜市消防局長

届出者

住所 _____

氏名 _____

(法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名)

次の申請を取り下げたいので届け出ます。

即時通報受託者等 登録申請区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 更新
登録を申請している 又は受けている 警備会社等	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	()
	代表者職・氏名	
	登 録 番 号	第 号
取り下げる申請の 申請年月日	年 月 日	
そ の 他 必 要 な 事 項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考
- ※印の欄は、記入しないでください。
 - 届出者と申請書の申請者は、同一としてください。
 - 代理者が届出者となる場合は、委任状を添付してください。
 - この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

即時通報受託者等登録通知書再交付申請書

年 月 日

横浜市消防局長

申請者

住所 _____

氏名 _____

(法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名)

下記のとおり、横浜市遠隔移報等に関する要綱第 8 による登録を受けましたが、登録通知書を（亡失・滅失・汚損・破損）したので再交付の申請をします。

防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	
即時通報受託者等 登録年月日		年 月 日
即時通報受託者等 登録番号		第 号
その他必要な事項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 としてください。